

○同居家族等がいる場合の生活援助の取り扱いについて○

同居家族等がいる場合の生活援助を居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書に位置付ける場合は、サービス開始前に保険者に理由書を提出する必要があります。原則算定できませんが、個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合、一律機械的に算定できない取り扱いとはしていません。

1. 「同居」の定義

- ・ 同じ家屋に家族が住んでいる場合（別世帯含む）
- ・ 同一敷地内に別棟で居住している場合
- ・ 実態はないが、住民票上同居所に家族がいる場合
- ・ 住民票上別住所となっているが、実態は同居家族がいる場合

※同居家族全員が、要介護認定を受けている場合は理由書の提出は不要です。
（事業対象者含む）

2. 「障害・疾病その他やむを得ない理由」の考え方

- ・ 同居家族が**障害**（身体・知的・精神）を有し、家事をすることが不可能である場合。
※単に障害手帳の有無だけで判断するのではなく障害を理由として、家事が可能かどうか判断することが必要。
- ・ 同居家族が**疾病**のため、家事をすることが困難である場合。
※この場合、慢性的な疾患か、一時的な疾患かにより「やむを得ない」と判断する期間が違ってくる。
- ・ **その他**、ケアマネージャーがやむを得ない事情があると判断した場合。

- ① 高齢による筋力低下があり困難な家事がある。
※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はできない。
- ② 家族による困難な家事があり、代替手段もない。
※単にやったことがないといった理由は該当しない。家族等が担えない場合、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討すること。
- ③ 安全面や健康面、衛生面から見て必要性が高い。
※呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要等（担当医からの指示あり）
- ④ 時間が限定され、その時間に家族の支援が得られない。
※食事の準備や服薬の確認等、家族不在時間帯であっても定期的に行わなければならないことがある。
- ⑤ 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、家族の健康面に支障が出る等。
- ⑥ 同居家族等との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができない場合
※単にやったことがない、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しない。

3. 提出について

① 提出時期

- ・新規で生活援助を導入するとき
- ・生活援助の内容を変更するとき
- ・同居家族等の状況が変わるとき
- ・要支援から要介護、要介護から要支援となったとき

※サービス担当者会議にて必要性があることを確認したうえで、サービス開始前に保険者に提出することを推奨いたしますが、緊急の場合は介護長寿課給付係までご連絡ください。

② 提出書類

- ・訪問介護提供にかかる申請書（理由書）
- ・アセスメント表
- ・居宅サービス計画書 1～3、6、7 表